事 務 連 絡 平成24年5月1日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部(局) 厚生労働大臣認可水道事業者 厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による 原子力損害への賠償に係る基準等について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申 し上げます。

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)における標記の賠償に向けた取組については、平成24年1月25日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への補償について」で事前協議申出書兼賠償金請求書等を送付したところですが、今般、東京電力より賠償基準等について送付がありました(別紙1「賠償金ご請求書解説と記入例」、別紙2「賠償金ご請求書類」参照。)。つきまして、現時点で事前協議申出書兼賠償金請求書を東京電力に送付されておらず、かつ賠償請求を予定されている水道事業者等におかれましては、以下の留意事項及び別紙1をご参照の上、別紙2にご記入いただき、下記送付先に提出し、東京電力に対する賠償請求をお願いいたします。また、問い合わせについては下記メールアドレス・問い合わせ先にお願いいたします。なお、すでに事前協議申出書兼賠償金請求書を提出している水道事業者等においては、別紙2を提出する必要はありませんが、賠償基準等を踏まえ、別紙2を提出することを妨げるものではありません。

また、本事務連絡の内容は東京電力と協議済みであることを申し添えます。

## 【留意事項】

1. 政府指示等の対象が一部の地域となっている場合があるが、それ以外の地域でも、 事故と相当因果関係がある場合、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるため、 政府指示等の対象となっていない地域からの賠償請求を妨げるものではないこと。

- 2. 別紙1及び2には請求項目の例の記載がないが、請求項目の例については1月25日付け事務連絡の別紙中「Ⅱ. 費用項目」を参考にすること。
- 3. 上記請求項目の例はあくまで例示であり、例示以外の項目についての請求を妨げる ものではないこと。
- 4. 営業損害のうちの減収分及び人件費については今回の請求対象外であり、改めて東京電力から案内があること。また、広報費用については、摂取制限指示に基づくものは対象であるが、それ以外については今回の請求対象外であり、改めて東京電力から案内があること。(別紙1中「3 Q&A」参照。)。
- 5. 請求対象でありながら今回請求を行わなかったものについても、追加請求が可能であること。
- 6. 今回の請求対象は支払日が平成23年11月30日以前のものであり、支出決定が11月30日以前であっても、支払日が12月1日以降であれば今回の請求対象外であること。ただし、支払日が11月30日以前であるものを今回の請求に含めず、改めて請求することが可能であること。
- 7. 東京電力との合意が困難な場合、公的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解 決センターに申し立てることも可能であること。

http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道等の設置者に対して、保健所設置市、特別区水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

送付先:〒100-8560

東京都千代田区内幸町1-1-3

東京電力株式会社

福島原子力補償相談室 地域相談グループ

koukyou02@tepco.co.jp

問い合わせ先:0120-977-406 (フリーダイヤル)